

令和6年度 社会福祉関係団体事業助成 東山区共同募金公募型助成金 募集案内

公募型助成金は、赤い羽根共同募金運動を通じてみなさまから集まった貴重な募金を財源としています。東山区内の地域の課題を地域住民や活動団体等がともに発見・共有し、解決に向けて活動やネットワークづくりが進められることで、住民同士が支え合える地域社会づくりを目指すことを目的に、地域福祉の推進・向上に取り組む活動への助成を実施します。



1 募集期間

令和6年 **5月24日(金)**～ **6月21日(金)**
午後 **5時**まで **必着**

★平日午前9時～午後5時に、必ず窓口まで持参にてご提出願います。
※初めて申請される場合は、事前に下記問合せ先までご相談ください！



2 助成の種類

具体的な取組は
次ページを参照！

1) シンプルコース 上限 **1万円**

○ 地域福祉の向上につながる比較的小規模な取組（居場所活動等）や単発事業が対象。

2) チャレンジコース 上限 **5万円**

○ 地域福祉の向上につながる継続性のある事業や先駆的な取組が対象。

※2) チャレンジコースを申請の場合、申請書とともに会則・名簿・広報物等の団体の詳細がわかる資料の提出が必要です。

※2) の助成を受けた方は、年度末に開催する事業報告会にてご報告いただく予定です。

申請はどちらか1コースのみです。

[問合せ・提出先]

社会福祉法人 京都市東山区社会福祉協議会

605-0863 京都市東山区五条通大和大路東入5丁目梅林町 576-5

「やすらぎ・ふれあい館」内

電話：(075) 551-4849 FAX：(075) 551-4858

メール：higashi@kcsw.jp



3

対象となる団体

東山区内にて地域福祉の向上のための事業に取り組む団体

事業は以下のいずれかに当てはまるような取組を対象とします。

- 1) 誰もが集まることのできる居場所づくりや世代を問わない交流の場づくり、住民同士の見守り活動など、地域のつながりを促進する取組
- 2) 生きづらさや孤独・孤立を抱える方々のつながりを絶やさないための取組
- 3) 高齢の方や障害のある方が参加できる多様な機会づくりに関する取組
- 4) 地域で安心して子育てができる環境づくりに関する取組
- 5) その他、京都市東山区社会福祉協議会会長が必要と認める取組

※法人格の有無や活動年数は問いません。

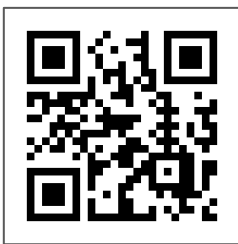
※政治、宗教、営利を目的とする団体や暴力団等と関わりのある団体は対象外とします。



4

申請書類

- 申請に必要な書類は、東山区社会福祉協議会のホームページにてダウンロードできます。



↑↑
区社協ホームページは
こちらから

5

その他、特記事項

- 団体メンバーの打合せや交流等にかかる飲食費は助成対象外です。
一方、つながりづくり等の取組に必要とみなされる飲食にかかる材料費等については助成対象となります。
- 助成を受けた方は、事業を実施する際に、共同募金の配分であることがわかるようイラスト・ロゴ等を活用するなどして周知することとします。
また、やむを得ない理由がある場合を除き、東山区で実施する共同募金啓発活動に参加することとします。
(令和6年10月ごろ 予定)



助成金申請の流れやスケジュールは
次のページで確認してね！

～助成金申請の流れ～

申請方法

- 助成を申請する団体は、下記申請書類に必要事項を記入し、令和6年6月21日(金)午後5時までに本会まで持参し、ご提出願います。やむを得ない事情により持参での提出が難しい場合は、本会事務局へ相談の上郵送での提出を認めます。

○ ご提出いただく書類

- ・ 令和6年度 東山区共同募金公募型助成金 申請書（様式1）
- ・ // 実施計画書・予算書（様式2）

申請内容に変更があればご連絡ください。

- 2) チャレンジコースを申請する場合は、上記に加え規約・名簿・広報物等団体の詳細がわかる資料を必ず添えてご提出ください。また、チャレンジコースは口座振込での送金のみとなりますので、申請書「5. 助成金振込先口座」を必ずご記入ください。

助成の決定

- 助成金交付決定にあたっては、本会助成審査会において、申請団体より提出された書類をもとに審査を行い決定します。審査会の構成メンバーは、本会正副会長、監事とします。
- なお、新規申請および活動内容が不明瞭な場合、審査会にて面接審査を実施する場合があります。面接審査が必要な場合は、6月中を目途にご連絡します。
審査会日時：令和6年7月9日(火)午後2時 予定
- 申請者には、令和6年7月下旬ごろまでに結果を通知します。

写真はホームページ等で公開する場合があります。

実施報告

- 助成を受けた団体は、助成を受けた事業の終了1か月後までに所定の事業報告書を提出することとします。その際、支出を証明できる領収書等の写しや活動時の写真を添付してください。
- 助成を受けた団体は、やむを得ない理由がある場合を除き、令和7年2月に開催する事業報告会に出席することとします。また、2) チャレンジコースの助成を受けた団体は、本報告会にて実施事業についてご報告いただく予定です。
事業報告会日時：令和7年2月18日(火)午後3時 予定

助成金申請のスケジュール

